

平成28年11月25日

関係 各位

伊藤忠連合企業年金基金
理事長 小寺 明

基金規約変更についてのお知らせ

伊藤忠連合企業年金基金規約の一部を次のように変更します。

①標準報酬月額の新等級追加について

「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）」の改正により、標準報酬月額表に新たな等級（第1級：88,000円）が追加されたことに伴う規約改定（附則の追加）です。

新旧対照条文

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。</p> <p>（標準報酬月額に関する経過措置）</p> <p>第2条 平成28年10月1日前にこの基金の加入者の資格を取得し、同日まで引き続き加入者の資格を有する者であって、平成28年9月の標準報酬月額が98,000円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬の月額が93,000円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、第43条の規定にかかわらず、当該標準報酬月額の基礎となった報酬の月額を公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準報酬月額の基礎となる報酬の月額とみなして改定した標準報酬月額とする。</p> <p>2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成28年10月から平成29年8月までの各月の標準報酬月額とする。</p> | |

②実施事業所の変更について

【名称変更】

| 日 付 | 変更後 | 変更前 |
|------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 平成 28 年 8 月 1 日 | <u>IG ウィンドウズ</u> (株) 東京都中央区 | <u>伊藤忠ウィンドウズ</u> (株) 東京都中央区 |
| 平成 28 年 10 月 1 日 | <u>東京センチュリー</u> (株) 東京都千代田区 | <u>東京センチュリーリース</u> (株) 東京都千代田区 |

【所在地変更】

| 日 付 | 変更後 | 変更前 |
|-------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 平成 28 年 10 月 17 日 | 伊藤忠モードパル(株) <u>東京都中央区</u> | 伊藤忠モードパル(株) <u>東京都千代田区</u> |
| 平成 28 年 10 月 17 日 | (株)ドルチェ <u>東京都千代田区</u> | (株)ドルチェ <u>東京都品川区</u> |

以上